
第2回 日吉津村議会定例会会議録〔第5日〕

令和4年6月17日（金曜日）

議事日程（第5号）

令和4年6月17日 午後1時30分 開議

- 日程第 1 陳情第 7号 消費税インボイス制度の実施中止を求める陳情
(総務経済常任委員長審査報告)
- 日程第 2 陳情第 9号 地方財政の充実・強化を求める陳情
(総務経済常任委員長審査報告)
- 日程第 3 陳情第 8号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2023
年度政府予算に係る意見書採択の陳情について
(教育民生常任委員長審査報告)
- 日程第 4 陳情第 11号 西部広域行政管理組合一般廃棄物処理施設整備基本構想の
見直しを求める陳情
(教育民生常任委員長審査報告)
- 日程第 5 議案第 25号 日吉津村複合型子育て拠点施設設置及び管理に関する条例
- 日程第 6 議案第 26号 日吉津村複合型子育て拠点施設の設置に伴う関係条例の整
備に関する条例
- 日程第 7 議案第 27号 日吉津村課制設置条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第 28号 日吉津村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第 29号 日吉津村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償
に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 10 議案第 30号 令和4年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第4
回）
- 日程第 11 議案第 31号 複合型子育て拠点施設新築工事（建築）変更請負契約につい
て
- 日程第 12 議案第 32号 財産の無償貸付について
- 日程第 13 議案第 33号 日吉津温泉の利用許可申請について
- 日程第 14 発議第 5号 地方財政の充実・強化を求める意見書について
- 日程第 15 発議第 6号 少人数学級・教職員定数の改善に係る意見書について
- 日程第 16 議員派遣の件について
- 日程第 17 総務経済常任委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第 18 教育民生常任委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第 19 広報広聴常任委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第 20 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 陳情第 7 号 消費税インボイス制度の実施中止を求める陳情
(総務経済常任委員長審査報告)
- 日程第 2 陳情第 9 号 地方財政の充実・強化を求める陳情
(総務経済常任委員長審査報告)
- 日程第 3 陳情第 8 号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2023
年度政府予算に係る意見書採択の陳情について
(教育民生常任委員長審査報告)
- 日程第 4 陳情第 11 号 西部広域行政管理組合一般廃棄物処理施設整備基本構想の
見直しを求める陳情
(教育民生常任委員長審査報告)
- 日程第 5 議案第 25 号 日吉津村複合型子育て拠点施設設置及び管理に関する条例
- 日程第 6 議案第 26 号 日吉津村複合型子育て拠点施設の設置に伴う関係条例の整
備に関する条例
- 日程第 7 議案第 27 号 日吉津村課制設置条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第 28 号 日吉津村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第 29 号 日吉津村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償
に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 10 議案第 30 号 令和 4 年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算 (第 4
回)
- 日程第 11 議案第 31 号 複合型子育て拠点施設新築工事 (建築) 変更請負契約につい
て
- 日程第 12 議案第 32 号 財産の無償貸付について
- 日程第 13 議案第 33 号 日吉津温泉の利用許可申請について
- 日程第 14 発議第 5 号 地方財政の充実・強化を求める意見書について
- 日程第 15 発議第 6 号 少人数学級・教職員定数の改善に係る意見書について
- 日程第 16 議員派遣の件について
- 日程第 17 総務経済常任委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第 18 教育民生常任委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第 19 広報広聴常任委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第 20 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

出席議員 (10 名)

- | | |
|-------------|-------------|
| 1 番 長谷川 康 弘 | 2 番 井 藤 稔 |
| 3 番 橋 井 満 義 | 4 番 三 島 尋 子 |

5番 松本 二三子
7番 前田 昇
9番 加藤 修

6番 河 中 博 子
8番 松 田 悦 郎
10番 山 路 有

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 小 乾 敬 介 書記 森 下 瞳

説明のため出席した者の職氏名

村長 中 田 達 彦 総務課長 小 原 義 人
総合政策課長 福 井 真 一 住民課長 矢 野 孝 志
福祉保健課長 橋 田 和 久 建設産業課長 益 田 英 則
教育長 井 田 博 之 教育課長 横 田 威 開
会計管理者 景 山 美 穂

午後1時30分 開議

○議長（山路 有君） 皆さんこんにちは、早速ですが、令和4年6月第2回定例会最終日、討論・採決を開会します。

冒頭、討論の在り方について少し述べさせていただきます。請願・陳情、また議案について討論する場合、冒頭に、賛成または反対を明らかにして、続いてその理由を述べる討論をお願いするところであります。でなければ、受け取る側、つまりその討論を聞き判断する方にとっては、理解できないこととなります。

これまでの例として、討論が賛成・反対が明確でないもの、また何々の部分を何々に直せば賛成であるなど、条件付きの討論はあり得ないものであります。

これは質疑の段階で論議すべきことであります。最後になりますが、簡単明瞭でお願い致します。

それでは本日の会議に入ります。ただ今の出席議員は10名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1 陳情第7号

○議長（山路 有君） 日程第1、陳情第7号消費税インボイス制度の実施中止を求める陳情を議題とします。

本陳情については、本会議において総務経済常任委員会に審査を付託していますので、総務経済常任委員長から審査経過と結果の報告を求めます。

橋井総務経済常任委員長。

○**総務経済常任委員長（橋井 満義君）** 総務経済常任委員長の橋井でございます。先ほど議長よりありましたとおり、去る本定例会初日におきまして、本総務経済常任会に付託をされました。議長、これは2議案同時に言うていいのでしょうか。はい、わかりました。失礼しました。陳情第7号、付託年月日、本年6月6日、件名、消費税インボイス制度の実施中止を求める陳情であります。

本請願陳情者は、鳥取県米子市博労町3丁目の90、米子民主商工会会長足川晴夫氏からでございます。

審査の結果と経過についての概要をご報告申し上げます。本陳情の趣旨は、複数税率における消費税の申告納税のために、今後、導入予定のインボイス制度を軽減税率が適用されて以降、この申告制度を懸念をされ、インボイス制度を導入する意義についての疑義を唱えられるものでございます。

本陳情についてのインボイスについては、要するに消費税についての現在10パーセントが付加されておるわけでありますが、これらの徴収について簡易的な徴収納税義務者、並びにそれらが曖昧であるというわけではございませんが、そこが不透明な部分があったものを、さらに明確化をし、これらの消費税の徴収について適正化を図っていこうということが、大きな趣旨のもとでございます。

そして今後これらのインボイスの導入について、インボイスの経過措置として、インボイス発行事業者以外からの仕入れについての、制度開始後6年間については、一定の経過措置を設けられるという制度のものであります。そしてこれらの制度のうち、今後は簡易課税制度を選択する制度も設けられており、これらについては1種から6種ということで、業種について分類され該当事業の品目によりまして、みなし仕入れ率というのが変更になって、選択をできるということでございます。

それらについては、今後は実費計算やインボイスの保存が不要であるということでありまして、ちなみにトータルとしてインボイスを全てのものに負荷をしていくということではありません。しかしながら、このインボイスをすることによって、納税という意識をやはりここで高揚させ、一つの皆様の税務意識をここで確実なものにして、課税制度を確立していこうということが大きな目的ではないかというふうに思っております。

さまざまな委員からの意見も頂戴をいたしております。やはり、1,000万以下の納入業者につきましては、これらは大変な課税負担があるのではないかと、しかしながら、やはり税務上の対応としてこれらは重要な要件ではあるということが、さまざまな意見が取り交わされたところでありました。

したがって、最終的には委員の皆様のご意見を頂きましたところ、本陳情につ

いて、採択すべきが1、不採択とすべきが3ということで、本陳情については不採択すべきということで決しましたので、ご報告を申し上げます。以上です。

○議長（山路 有君） 報告が終わりました。これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 質疑がないようですので、以上で質疑を終わります。

これから討論を行います。討論は反対賛成の順に行います。

討論はありませんか。委員長報告に対して、反対か賛成か。

はい三島。

○議員（4番 三島 尋子君） 4番、三島です。陳情第7号、消費税インボイス制度の実施中止を求める陳情について、先ほど総務経済常任委員長報告は不採択でした。

わたしは委員長報告に反対し、陳情に賛成の討論を致します。

陳情趣旨にありますように、新型コロナウイルス感染症の影響で景気回復が見通せず、中小業者の経営困難が続く下で、令和5年10月から、インボイス適格請求書制度が実施されようとしています。村内個人事業主から、インボイスはいけん。辞めてもらわなはいけん、という声が届くようになりました。

現在は、年間売上が1,000万円以下の事業者は消費税の納税を免除され、免税業者であります。ところが、来年10月からは年間売り上げが1,000万円以下の事業者も、売上額が数十万円であってもインボイスを発行する課税事業者になることを迫られるのです。

消費税の益税論が広がっておりますが、消費税法第5条は事業者を納税者と定めています。また、第28条では課税標準を課税売上としており、課税売上とはお客さんから受け取る近因の全部としています。

消費税額は、事業者が消費税の申告納税をする際に初めて発生するもので、消費者が買い物をする際に、消費税を従業者に払う、預けるということではなく、あくまでも、事業者が申告納税をする際に売上の10パーセント、あるいは8パーセントを消費税とすると定めております。預かり消費税は存在しません。益税も存在しません。

消費税法には、事業者が税を預かる義務も、消費者が税を預ける義務も規定されておられません。消費税についての、裁判例がありますので紹介したいと思います。これは平成2年3月26日の東京地裁確定判決でございます。消費者が事業者に対して払う消費税分は、あくまで商品の役務の提供に対する対価の一部としての性格を有していない。事業者が、当該消費税分につき、過不足なく国庫に納付する義務を、消費者との関係で負うものではないとしています。消費者は、物価として税を負担するのであって、個々の事業者に支払っているわけではないということです。このこのことは、国民には知らされておられません。

インボイスになった場合、あくまで計算上の税額がインボイスとして出されるとい

うことで、事業者が利益を確保できているかなど、取引における力関係、同一証券の同様の商品や役務提供、値段などには関係ないということです。免税業者が取引を続けるとすれば、インボイスを発行する課税事業者になるしかなく、赤字経営でも身銭を切って消費税を納めなければなりません。

鳥取県内の企業の99.9パーセントが中小企業、全国平均は99.7パーセントです。そして、従業員数に占める中小企業の割合も、全国平均の70.1パーセントを大きく上回り、全国で一番高い割合の95.7パーセントです。本村における小規模事業者について、先般、米子日吉津商工会に聞き合わせをいたしました。商工会を利用されている村内小規模事業数は120事業所、この内、個人会員は75事業所、法人は45事業所ということでした。

1月に会員に説明し、チラシ等も出して周知をした。今後は9月に、派遣税理士と個別相談会を計画しているということでした。このほか、非会員、農業者、林業者もあります、ということをおっしゃられました。

今、シルバー人材センターが窮地に立っております。全国でシルバー人材センターで働く70万人の会員は、センターから業務を請負などの契約で働いています。消費税法上は、事業者とされております。シルバー人材センターの利用料には消費税がかかります。現在、収入はセンターからの配分金、全国平均で言いますと月3万円から4万円ということをお聞きしております。会員は免税事業者の扱いです。

インボイスが導入された場合、課税事業者であるシルバー人材センターが消費税を負担するか、あるいは会員が課税事業者になるかを迫られることとなります。米子シルバー人材センターでのことをお聞きしますと、現在の消費税は30万円。インボイスが導入された場合、消費税は一気に1,500万円ほどに大幅に上がるということでした。課税事業者であるシルバー人材センターが負担するか、会員が課税事業者になるかを迫られることとなりますが、とても会員がインボイスを発行する課税事業者になることはできません。

全国の自治体から、インボイスのもとではセンターの経営が成り立たないと、異議を唱える意見書が相次いでいると伺います。地域経済が疲弊することで、中小業者は事業の継続や、雇用維持に必死の努力を続けており、インボイス制度に対応できる状況ではありません。鳥取県内の事業所を考えて、中小企業が県民の雇用をはじめ、暮らし、そしてそれに支えられているということをお聞きします。

村内からインボイスによる倒産、廃業者を出してはなりません。以上、陳情に賛成の討論といたします。皆さんの賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（山路 有君） つづいて賛成討論を行います。ここで、補足をしておきますけれども、ここでの討論は、委員長報告に対しての反対、賛成で、討論を行いますのでその部分を補足しておきます。そうしますと賛成討論を行います。討論ありませんか。

長谷川議員。

○議員（1番 長谷川 康弘君） 1番、長谷川です。わたしは陳情第7号、消費税インボイス制度の実施中止を求める陳情について、不採択とする総務経済常任委員長報告に賛成の立場で討論させていただきます。インボイス制度とは、消費税における適格請求書等保存方式のことです。課税事業者で、インボイス発行事業者から消費税率消費税額等の記載義務を満した請求書を保存することで、仕入税額控除を受けることができます。

インボイス制度を導入することにより、原則10パーセントと軽減税率8パーセントは混在している。複数税率の消費税額の計算が容易となり、計算ミスの減少が見込めます。また、消費税を納める義務のない免税事業者が、買い手から預かった消費税が手元に残ったり、簡易課税制度適用事業者が本来のすべき消費税額と、実際の納付額との差額が生じたりする益税の減少をはかることもできます。免税事業者が、全て取り引きを切られるということではなく、買い手売り手との交渉により免税事業者として取り引きできることもあります。

以上の観点から、消費税インボイス制度は必要であると施行され、インボイス制度の中止を求める本陳情は適切ではなく、わたしは陳情第7号を不採択とする委員長報告に賛成いたします。皆様のご賛同よろしくお願いいたします。

○議長（山路 有君） 他に討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山路 有君） ないようですので以上で討論を終わります。これから採決を行います。この採決は起立によって行います。

本陳情に対する委員長の報告は不採択です。したがって、原案について採決いたします本陳情を採択することに賛成の方は起立をお願いします。

[起立少数]

○議長（山路 有君） 起立少数と認めます。したがって陳情第7号は不採択とすることに決定いたしました。

日程第2 陳情第9号

○議長（山路 有君） 日程第2、陳情第9号地方財政の充実・強化を求める陳情を議題といたします。本陳情については、本会議において、総務経済常任委員長に審査を付託していますので、総務経済常任委員長から審査経過と結果の報告を求めます。

橋井総務経済常任委員長。

○総務経済常任委員長（橋井 満義君） 総務経済常任委員長の橋井でございます。先ほど議長の口述のとおり、陳情第9号、付託年月日、地方財政の充実・強化を求める陳情、提出者、鳥取県鳥取市南町505番地自治労鳥取県本部執行委員長、山口和樹氏並びに西伯郡日吉津村大字日吉津872番地15日吉津村職員労働組合執行委員長、里

英樹氏からでございます。

本陳情につきましては、去る6月9日13時30分より総務経済常任会を開催いたし慎重審議をさせていただきました。陳情第9号地方財政の充実・強化を求める陳情でございます。本陳情につきましては、陳情の趣旨は、毎年これは提出しております同様な案件でございますが、本年度2020年度の政府予算と地方財政の検討に当たっては、コロナ禍による行政需要なども把握しながら、歳入歳出を的確に見積もり、地方財政の確立を目指すよう政府に答申をするということでございます。

先ほど申しました22年度ではなくて、23年ですね、次の年でございます。

本陳情の趣旨につきましては、おおむね地方一般財源の確保を図ること。そしてこれらの十分な財源措置を図っていくこと。そして子育てや地域医療の確保をし、人材を確保するための財政措置を取ること。そして、今後のデジタル社会の推進費用の効用も含めて対応していくこと。それから創生事業費についての登記簿の財源確保を図っていくこと。それから会計任用職員さんについての、処遇改善が明確となるようにすること。それから特別交付税の政府の基準を超えている自治体等についても、同様に減額措置を行わないこと。それから森林環境税等については、需要の高い自治体への贈与税額を増大させるようにすること。それから地域間の財源の偏在については、十分に財政代替え確保をはじめとした支障が生じないようにすること。最後に、小規模自治体に配慮した段階補正の強化など対策を講じていくこと。というようなことでございます。これらについては、過去にもずっと同じように提出をなされておりましたが、なるほどやはりごもっともなことでございます。しかしながら昨今のこういった財政需要、そして地方の状況、これらを深めた中でこれらをより柔軟に対応していくことが、今後のやはり地方財政に向けての、課題ではあるということも併せて検討しなくてはならないということでございます。

これらについて、各委員からの意見を求めました。そうしましたところ、やはりこれらは一辺倒に、やはり日吉津村に該当する要件ではないという指摘もございますが、しかしながら概ね、これらについては、やはり地方自治体の一員とした日吉津村としては、十分に考慮を検討していく必要があるという多数の意見がございまして、結果といたしまして、全会一致で採択すべきという結果になりました。

以上ご報告申し上げます

○議長（山路 有君） 報告が終わりました。これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 討論がないようですので討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立によって行います。本陳情に対する委員長の報告は採択です。本陳情は委員長報告のとおり、採択することに賛成の方の起立を求めます。

[全員起立]

○議長（山路 有君） 全員起立と認めます。したがって、陳情第9号は委員長報告のとおり、採択することに決定いたしました。

日程第3 陳情第8号

○議長（山路 有君） 日程第3、陳情第8号豊かな学びの実現・教職員定数改善を図るための、2023年度政府予算に係る意見書採択の陳情についてを議題とします。本陳情については、本会議において教育民生常任委員会に審査を付託していますので、教育民生常任委員長から審査経過と結果の報告を求めます。

前田教育民生常任委員長。

○教育民生常任委員長（前田 昇君） 陳情第8号につきまして負託を受けましたので、教育民生常任委員会のわたし前田がその審査結果についてご報告申し上げます。

本陳情は、豊かな学びの実現・教職員定数改善を図るための2023年度政府予算に係る意見書採択の陳情であります。さる6月9日、5人の委員が全員集合しまして、この陳情について審査を致しました。その結果は、審査結果として全員一致で、採択すべきというふうに決定をしております。その経過についてご報告申し上げます。

本陳情は、例年この時期に次年度の政府予算について改善を求める陳情であります。2021年の法改正により、小学校の学級編制標準は、年次的に35人に引き下げられつつあります。しかし、中学校や高校ではまだ引き下げには至っておりません。一方、教育現場では貧困、いじめ、不登校など、解決すべき課題が山積してありまして、子どもたちの豊かな学びを保障するためには、教員が教材研究とか授業の準備に、十分時間を確保できることが大切であるとしております。

そこで、本陳情によりまして中学校、高校においても35人学級を早急に実施すること。学校の働き方改革、長時間労働の是正のための加配の増員や、小数職種の配置増をなど、改善すること。自治体で、国の標準を下回る弾力的な運用した場合に、加配の削減を行わないこと。という、以上の3項目を国の関係機関に求める意見書を提出の陳情であります。

審査結果は、全員一致の採択すべきであります。主な意見についてご報告申し上げます。国会においてもその方向で決議がなされており、村議会としても応援すべき内容である。次に、少人数学級による教員の加配については、本村は他に先行していると考えているが、自治体の体力によって実施されるとすれば、地域によって格差が生じるので、国の制度において前進求めたい。

教育現場には、従来からのいじめや不登校に加え、貧困やヤングケアラーなど、新

たな問題が顕在化しつつあります。それらへの対策のための予算確保を求めるとともに、教員の資質向上にも是非つなげてほしいというご意見。この陳情の趣旨には賛成だが、一方で教員数の確保についても課題があると聞いている。その点も、適切な対応を求めたいというような意見が出ております。

以上のような意見をまとめまして、本委員会は本陳情につきましては、委員会全員の判断で採択すべきというふうになりましたのでご報告を申し上げます。以上であります

○議長（山路 有君） 報告が終わりました。これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 質疑はないようですので質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 討論がないようですので討論を終わります。これから採決を行います。この採決は起立によって行います。本陳情に対する委員長の報告は採択であります。本陳情は委員長報告のとおり、採択することに賛成の方は起立をお願いします。

〔「全員起立」〕

○議長（山路 有君） 全員起立と認めます。したがって、陳情第8号は委員長報告のとおり、採択することに決定いたしました。

日程第4 陳情第11号

○議長（山路 有君） 日程第4、陳情第11号西部広域行政管理組合一般廃棄物処理施設整備基本構想の見直しを求める陳情を議題とします。本陳情については、本会議において、教育民生常任委員会に審査を付託していますので、教育民生常任委員長から審査経過と結果の報告を求めます。

前田教育民生常任委員長。

○教育民生常任委員長（前田 昇君） 陳情第11号、教育民生常任委員長前田であります。本委員会に付託されました陳情第11号西部広域行政管理組合一般廃棄物処理施設整備基本構想の見直しを求める陳情。提出者は5月16日付で、米子市の百毛晴雄様、大山町の山下昭次様、日南町の石田正義様、南部町の真壁紀範様以上4名の方の提出でありました。

委員会の報告をさせていただきます。本陳情につきましては、審査結果としては全員一致で不採択でありました。経過について報告します。

この陳情の趣旨は、2004年西部地区各市町村議会で西部広域行政管理組合の規約変更を議決し、一般廃棄物の焼却施設の設置や管理運営を行うこととなりました。そ

して、西部広域行政管理組合では一般廃棄物施設整備基本構想を作成しておりまして、2032年から西部全市町村の処理を一箇所で行う方向で、現在その候補地の選定に着手をしております。

本陳情は、この間、廃棄物処理に関わる状況が変化しており、国の方針においてもゴミ発電に対する助成や、プラスチック処理などの対応が変化をしているため、現在の広域によります基本構想は、見直すべきであるというふうな考えであります、そもそも、一般廃棄物の処理は市町村の責任において行うべきものでありますから、これは二重行政となっており、まずは、各市町村が、それぞれの一般廃棄物の処理計画を見直した後に、それに沿って、改めて広域行政によります基本構想を見直すべきである。そういった趣旨を踏まえて、西部広域行政管理組合へその旨の意見書を提出されたいという陳情であります。

これに対する主な意見について、ご報告申し上げます。一般廃棄物処理を、広域行政で取り組むのは二重行政などと指摘されているが、そのような問題提起については理解に苦しむというご意見。ゴミ発電に対する、国の対応が変わったとして、財政的なデメリットに言及されているが、明快に現状を理解しがたい。プラスチックの扱いなど、いろいろ指摘されているが、本村では以前から細かい分別に努めてきており、みんなが理解して、協力していくことが重要であることに変わりはない。ゴミ処理について、国際的な環境問題の取り組み、関心の高まりの中で常に状況は変化しており、陳情に書かれている個々の内容については、おおいに参考とすべき点はあった。国の指針や法令が変わり、今後の対応に影響があれば、当然構成市町村広域行政管理組合で見直しを迫られるだろうが、この間合意された基本構想を現時点において、見直しを求めるという判断は難しい。以上のような意見が出まして、最終的に本陳情については、全員一致で不採択というふうな結論に達しました。

以上、報告を終わらせていただきます。

○議長（山路 有君） 報告は終わりました。これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 質疑がないようですから質疑を終わります。これから討論を行います。討論は委員長報告に対して反対、賛成の順で行います。討論はありませんか。

三島議員。

○議員（4番 三島 尋子君） 4番、三島です。陳情第11号、西部広域行政管理組合一般廃棄物処理施設整備基本構想の見直しを求める陳情について、教育民生常任委員長報告は不採択でした。わたしは委員長報告に反対し、陳情に賛成の討論をいたします。

本来、一般廃棄物処理は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、市町村

の責任において行うと定められております。現在、進められている西部広域の構想は、施設建設費概算 232 億円を予定し、2032 年からの稼働を目指して施設建設に係る計画の構想であります。国の高効率ごみ発電施設建設に伴う交付金は、焼却場だけなら 3 分の 1、ごみ発電を行えば 2 分の 1 補助とすると国が誘導をして、それに乗っかって建設を予定しています。しかし 2022 年、今年 4 月 1 日ですが、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律が施行されました。これにより、各市町村における一般廃棄物処理計画の大幅な見直しが必要となりました。しかも、熱回収をリサイクルと呼ばないと明言されていますので、これに係る交付金等の見直しも予想されません。

国の方針が変わったのですから、各市町村の一般廃棄物処理基本計画の見直しが行われた後に、それに沿った計画に見直すべきと考えるものです。プラスチックは、熱回収ではなく、リサイクルです。補助金等が変わりますから、このごみ発電計画は削除し見直すべきであると考えます。西部各市町村の今後のゴミ処理は、ゴミ分別について住民との意見交換を行い、検討を進めることだと思います。そして特に大きい市においては、プラスチックの資源回収に早急に取り組んでもらいたいものです。国からの補助金が変わるのですから、ごみ発電計画は削減し、見直しを行っていただきたい。

以上、委員長報告に反対し、陳情に沿い賛成の討論といたします。皆さんの賛同よろしくお願いいたします。

○議長（山路 有君） つづいて、委員長報告に対し賛成の立場の討論を行います。討論はありませんか。

はい、松田議員。

○議員（8 番 松田 悦郎君） 8 番、松田です。わたしは陳情第 11 号、西部広域行政管理組合一般廃棄物処理施設整備基本構想の見直しを求める陳情で、委員長報告の不採択に賛成の立場で討論をいたします。

この陳情は、主にごみ発電の不使用、燃えるゴミの分別方法、プラスチック再利用処分の統一を見直すべきの陳情であります。最初にごみ発電の不使用につきましては、ごみ発電の大きなメリットは、発電と廃棄物処理を同時に行うことができ、焼却時に捨てられてしまうエネルギーを有効利用できることです。さらに、発電における化石燃料の燃料を減らすことができるため、二酸化炭素の排出削減にも貢献します。ごみ発電は、再生可能エネルギーのひとつであるバイオマス発電に位置付けられていますので、当然、設置すべきであります。

次に、燃えるゴミの分別とプラスチックの再利用につきましては、まず、ゴミ広域処理につきましては、令和 2 年 11 月に 9 市町村が参画意思の表明をしたことや、令和 3 年 5 月よりパブリックコメントが実施され、特に異論はなかったかのようにあります。それにより、全市町村で一丸となって進める体制ができたようにあります。

ゴミの分別につきましては、各自治体で処理の方法が違うので、今後、分別方法は当然統一されると思います。次にプラスチック再利用につきましては、環境省がプラスチック一括回収の手引きをまとめているので、今後、回収方法などを検討されると思います。

今回の陳情は、一部参考にするべき点もありますが、どちらにしても今度9市町村で多くの内容を検討されると思いますので、今から見直しを訴える陳情は時期尚早であり、この陳情には反対とします。以上です。

○議長（山路 有君） 他に討論はありませんか。

〔なしと呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） ないようですので、以上で討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立によって行います。本陳情に対する委員長の報告は不採択です。したがって、原案について採決します。本陳情を採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立少数〕

○議長（山路 有君） 起立少数と認めます。したがって、陳情第11号は不採択とすることに決定いたしました。

日程第5 議案第25号

○議長（山路 有君） 日程第5、議案第25号日吉津村複合型子育て拠点施設設置及び管理に関する条例を議題とします。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔なしと呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 討論がないようですので討論を終わります。これから採決を行います。この採決は起立によって行います。原案について賛成の方の起立を求めます。

〔全員起立〕

○議長（山路 有君） 全員起立と認めます。したがって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第26号

○議長（山路 有君） 日程第6、議案第26号日吉津村複合型子育て拠点施設の設置に伴う関係条例の整備に関する条例を議題とします。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔なしと呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 討論がないようですから討論を終わります。これから採決を行います。この採決は起立によって行います。原案について賛成の方の起立を求めま

す。

[全員起立]

- 議長（山路 有君） 全員起立と認めます。したがって、議案第 26 号は原案のとおり可決されました。
-

日程第 7 議案第 27 号

- 議長（山路 有君） 日程第 7、議案第 27 号日吉津村課制設置条例の一部を改正する条例を議題とします。これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なしと呼ぶ者あり」]

- 議長（山路 有君） 討論がないようですから討論を終わります。これから採決を行います。この採決は起立によって行います。原案について賛成の方の起立を求めます。

[全員起立]

- 議長（山路 有君） 全員起立と認めます。したがって、議案第 27 号は原案のとおり可決されました。
-

日程第 8 議案第 28 号

- 議長（山路 有君） 日程第 8、議案第 28 号日吉津村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なしと呼ぶ者あり」]

- 議長（山路 有君） 討論がないようですので、討論を終わります。これから採決を行います。この採決は起立によって行います。原案について賛成の方の起立を求めます。

[全員起立]

- 議長（山路 有君） 全員起立と認めます。したがって、議案第 28 号は原案のとおり可決されました。
-

日程第 9 議案第 29 号

- 議長（山路 有君） 日程第 9、議案第 29 号日吉津村特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なしと呼ぶ者あり」]

- 議長（山路 有君） 討論がないようですので、討論を終わります。これから採決を行います。この採決は起立によって行います。原案について賛成の方の起立を求めます。

[全員起立]

○議長（山路 有君） 全員起立と認めます。したがって、議案第 29 号は原案のとおり可決されました。

日程第 10 議案第 30 号

○議長（山路 有君） 日程第 10、議案第 30 号令和 4 年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第 4 回）議題とします。これから討論を行います。討論はありますか。

〔なしと呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 討論がないようですので、討論を終わります。これから採決を行います。この採決は規律によって行います。原案について賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（山路 有君） 起立多数と認めます。したがって、議案第 30 号は原案のとおり可決されました。

日程第 11 議案第 31 号

○議長（山路 有君） 日程第 11、議案第 31 号複合型子育て拠点施設新築工事建築変更請負契約についてを議題といたします。これから討論を行います。討論はありますか。

〔なしと呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 討論がないようですので、討論を終わります。これから採決を行います。この採決は起立によって行います。原案について賛成の方の起立を求めます。

〔全員起立〕

○議長（山路 有君） 全員起立と認めます。したがって、議案第 31 号は原案のとおり可決されました。

日程第 12 議案第 32 号

○議長（山路 有君） 日程第 12、議案第 32 号財産の無償貸付についてを議題とします。これから討論を行います。討論は反対賛成の順で行います。討論はありますか。

橋井議員。

○議員（3 番 橋井 満義君） 3 番、橋井です。ただ今、議題となっております議案第 32 号に対する反対の討論をさせていただきます。本議案については、大字富吉 1352 番地の 3、面積 351 平方メートル、付属設備、泉源揚水ポンプ及び付属建屋、無償貸付の目的、上記財産を無償で貸し付けることにより云々ということであります。

それから無償貸付の相手方、米子市皆生 4 丁目 2 番 28 号株式会社ヤードクリエーション、代表取締役服島章氏。無償貸付期間、令和 4 年 6 月 23 日から令和 54 年 3 月 31 日まで、50 年間という長きにわたり無償貸付をしようとされるものであります。付属建物は、面積が 351 平方メートルの上に立って居る、コンクリートブロック造、建屋、概ね約 1 坪程度のポンプの囲い小屋であります。

通常であれば 351 平米の地籍を誇るものであり、このうちの一部とし、余裕を配管のクリアランスを見たとしても、10 平米及び 20 平米で事足りるものであります。それを一団の土地を、無償ということで 50 年間に渡り貸付をするということであり、村有財産から、村民の財産であるものから一銭も収益が上がらないという提案であります。

それで、株式会社ヤードクリエーションの事業に対する支援事業と言いましょうか、うなばら荘施設をそこが借用されるということでもありますから、それに宣言を供給するところの建屋のものであります。これについては、まず反対の要件としてこの 50 年間ではなく、10 年及び 20 年という短期によって更新をしていくのが通常の不動産の交渉のあり方である点。それから無償ということ自体は、本所有財産に対する価値を村自ら放棄をするということに他ならないということでもあります。したがって、本財産の無償貸与については断固として反対をするものであります。皆様のご賛同、よろしくお願いをいたします。

○議長（山路 有君） 次に賛成討論ありませんか。

松田議員。

○議員（8 番 松田 悦郎君） 8 番、松田です。議案第 32 号財産の無償貸付について賛成の立場で討論をいたします。まず、日吉津村温泉条例は昭和 43 年に条例が作成され、その 9 条に温泉使用料金について記載をされておりますが、しかし平成 19 年に作成された日吉津村行政財産使用料条例では、行政財産の使用料に関する規定があり、その 5 条に使用料を減額や免除できると謳っております。

また、地方自治法第 238 条には、行政財産はその用途や目的を妨げない限度において貸付や私権を設定できるとあります。このことにより株式会社ヤードクリエーションへの温泉源泉の土地と、源泉揚水ポンプ及び付属建屋を無償で貸し付けることにより、旧うなばら荘の温泉施設を観光客や、地元の方の憩いの場や、交流の場として、さらに、海浜エリア活性化の拠点として有効に活用でき、地域の魅力発信や地域活性化について期待できることから、財産の無償化貸付の議案は賛成すべきと考えています。以上です。皆様のご賛同よろしくお願いたします。

○議長（山路 有君） 他に討論はありませんか。

前田議員。

○議員（7 番 前田 昇君） 7 番、前田です。うなばら荘の跡地の無償貸付というこの議案に対して、反対の立場で討論をさせていただきます。

次の、あの33号にも多少関連しますが、この32号はあの同僚議員が指摘されたとおりですね、これから50年間、事業用定期借地の契約ということで、無償で貸し出すというふうなあの内容であります。

まああの、50年間という村民の財産をですね、本日ここで決定するには、あまりに事業者の計画が曖昧であるということは、この間も述べてきたところでありますが、ここで一点、確認をしたい点があります。村の方は、そもそもこの用地を行政財産だというふうな認識でおります。日吉津村行政財産使用料条例に基づき、村長が、公益上必要があると認めるときには使用料を減額し、または免除することができるという説明してきております。使用料を減額し、あるいは免除するかどうかということについては、当然できるっていうことではなくて、十分な議論を尽くしてやるべきだとまず思いますが、それ以前ですね、そもそもこの用地につきましては、行政財産であるかというふうにはわたしは疑問を持っております。

いわゆる自治体の、公共団体の財産としましては公有財産であり、その中のいわゆる行政に使用すべきものを行政財産であり、その他の財産については普通財産であるというふうを考えております。

まああの、うなばら荘がですね、広域行政が管理運営する場合は、ある意味行政財産という認識もあろうかと思いますが、わたしのあの受け止めとしましては、民間の事業者がそれを有料で使用する場合はですね、これは行政財産ではないのではないか、普通財産ではないかというふうに思います。であります。村の方は行政財産であるからまああの減免免除ができますよっていうふうな説明ですが、この解釈をどのように捉えているか。この間十分、村とそういった議論をする時間のいとまのない中での今回の提案でありますので、わたしの指摘に間違いがあるなら、きちんとした場で答弁していただきたいと思いますが、ここではもう当局が答弁する場はありません。

それでさらにですね、もしこの土地が行政財産であった場合ですね、わたしのあの調べたところによりますと、行政財産に対する借地借家法の適用ありません。したがって、10年から50年までの事業用定期借地において、今回50年を適用するというその根拠となっている、借地借家法には適用されないということになれば、村が言います行政財産であれば、その法の適応はない。わたしが言うように普通財産であれば、その適用があるということです。

ただまあ、村の方は行政財産という認識でありますから、そういった認識に立って、なぜ50年という借地借家法に基づく契約が結ばれるのかっていうことで考えますと、非常に矛盾をきたしているのではないかというふうに思います。この点についてですね、あの本来は十分時間をかけて議論して行くべきだというふうに思いますが、まあ村の提案はあまり急な提案でありましたので、こういった議論を十分尽くされてないというのが実態であります。

まあこういった点ですね、わたしの指摘にあのくどいようですが、適切な答弁があ

ればそういう議論を尽くしてですね、この用地をどのように今後、扱っていくかっていうことを、村民の代表である我々も本気に議論を尽くしていくべきであります、現時点において50年の無償貸付というものを、村が提案し、それを我々議会がここで承認議決してしまうっていうことは、戻って、村民の財産であるものに対する我々のチェック機能すら働いてないということになりはしないかというふうに、あの痛切に感じているということでもあります。

まああの、事業者についての事業計画があまりに不十分だという点については、この間の議論でも村当局も認めているところでありますので、わたしとしては現時点で、この議案を可決するということは非常に問題のある内容だというふうに考えております。ぜひ、他の議員の皆さんにも、我々議会のチェック機能を果たせるかどうかという重要ないま時点にたって、ぜひわたしたちの主張に対してご理解をいただきたいというふうに考えております。以上、反対討論とさせていただきます。

○議長（山路 有君） 他に討論はありませんか。

はい、松本議員。

○議員（5番 松本 二三子君） 5番、松本です。議案第32号の、財産の無償貸付についてというのは、旧うなばら荘施設を相手方である株式会社ヤードクリエイションに、有効に活用してもらうことを目的に、村独自の土地と付属設備である泉源揚水ポンプ及び付属建屋を50年間無償で貸し付けるというものです。わたしはこの議案について、三つの点から賛成の立場で討論をさせていただきます。

まず一つ目が、令和4年6月1日に締結されている株式会社ヤードクリエイションとの土地使用貸借契約書の中に、日吉津村はその所有する当該土地及び付属設備を無償で貸し付け、株式会社ヤードクリエイションは、これを借り受けたとあることです。

借契約時の内容を変更するというのは、交わされた約束を反故にするということになるのではないのでしょうか。次に二つ目が、同じく借契約書の中に当該土地を泉源用地として使用する。また、日吉津村は、当該土地について随時に実地に調査をし、所用の報告を求めその使用に関し、必要な指示をすることができることあり、損害賠償などについてもきちんと謳われているという点です。最後の三つ目は、海浜エリア活性化の拠点としての期待感です。海浜運動公園を始め、キャンプ場松林を含んだ一体の活性化をも考えられています。そちらの方は、利用者の皆さんの意見を聞いて進めていただきたいと思います。数年前に若い世代の人たちに、将来的なうなばら荘の姿について質問をしたことがあります。スポーツジムが欲しい、温水プールが村内にあったら、サウナも欲しい、村外県外から若い人たちが集まるような場所にしてほしい、という意見が次々と出ていました。その時は、そんなことは無理だわと言っていましたが、今、そんな姿が見えてきています。土地と付属設備は無償で貸し付けるべきと思います。皆さんのご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（山路 有君） 他に討論はありませんか。ないようですので以上で討論を終

われます。これから採決を行います。この採決は起立によって行います。原案について賛成の方の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（山路 有君） 起立多数と認めます。したがって、議案第 32 号は原案のとおり可決されました。

日程第 13 議案第 33 号

○議長（山路 有君） 日程第 13、議案第 33 号日吉津温泉の利用許可申請についてを議題とします。これから討論を行います。討論は反対賛成の順に行います。討論はありませんか。前田議員。

○議員（7 番 前田 昇君） 7 番、前田です。この議案 33 号は、先ほどと続く議案であります。この議案に対して反対の立場で討論をさせていただきます。

温泉審議会に、事業者の方から提出されている申請書類があります。この中にですね、この書類について添付書類がありますが、この添付書類の中の平面図、断面図、展開図と、あるいは、湯料の算定根拠という資料が出されております。温泉審議会の議事録をいただきましたので、その辺の結果について、わたしがとやかく言う筋合いはありませんが、ただ、温泉審議会の結果を受けて、議会が議決をするという必要がありますので、それはそれとして、我々はきちんとチェック機能を果たすべきだというふうに思っております。

ここに書かれております内容ですね。まあ一つ一つは申し上げられませんが、事業計画書の中には、まず冒頭に、アスリート特化型の複合施設、これをメインターゲットとするというふうに書かれておまして、そこで浴場にて温泉を利用しますとありますが、この 1 ページにも満たない資料の後半にはですね、この施設を利用し、県内及び国内外の観光客を地元へ誘客し、活性化を図る。あるいは、地元住民と観光客の交流を促進し、地域の魅力を合わせて発信できると考えます。というふうな指摘がされております。

まあ先ほど来ですね、あの村もわたしたちもですね、うなばらの跡地がそういうふうな、活性化の起爆剤になることは大いに期待はしておりますが、昨年 12 月に、事業者の代表の方がここで説明された内容から、一步も出てない内容でないかと思えます。すでに、うなばらの従業員さんは退職をされ、閉鎖をし、今後いつうなばら荘施設がオープンするののかということで、村民の方はまあある意味待ち望んでいらっしやいます。

うなばら荘の運営そのものも 50 年満たない、40 数年ですね。その間、日吉村の温泉を利用して、村民にとっての憩いの場としてあったわけですが、これから 50 年間、その無償で貸し付けるというふうにあたって、現時点で、この事業者の計画書では、本当に、どういうふう活用されるか全く分かりません。わたしたちはそこをチェッ

クする責任があると思うんですが、たとえば村民の方からですね、うなばら荘のように家族で温泉を利用できるのか。従来と料金体系はどうなるのか。あるいは、従来のように法事のような家の行事で、うなばら荘ってゆうか、新しい施設を会食等で利用できるのか。たとえばこういうふうに聞かれた時に、どう答えますか。現時点では誰も答えられない。まだ分かりませんと、それしかないと思います。そういう状況において、なお、この50年間の無償貸付をここで決定しようというのは、やはり村民に対してわれわれは、責任は持てないのではないかというふうに思います。

まああの、そういうふうな観点であります。温泉の使用料条例のことが議案質疑の中で出ておりましたね。前半の前の議案で、わたしが指摘しましたとおり、行政財産でないとするば、当然、村の説明します使用料減額というふうな項目はありませんので、新たに、条例を作るか、あるいは何かの条例を改正するかして、普通財産であっても無償にできるような項目がなければ、わたしは、その無償で50年間貸し付けるなどということではできないと思います。

それから、まあ50年間に出なくても10年間から50年間という当局の説明であります。これが30年でも何ら問題ないと、10年間の借地借家法で更地になって戻るといふことがあってもですね、再契約はできるというふうに、延長はできなくても再契約はできるというふうに、あの認識はしております。

まあ戻ってですね、行政財産と村当局がいうなら、借地借家法の適用はないというのがわたしの立場であります。いずれにしても現時点では、多くの矛盾を孕んでいるという対応であるというふうに言わざるを得ないわけで、ここで本当に、議決をしてしまったら、日吉津村の行政も議会も後で訂正をしたり、撤回するような事態になりはしないかというふうに、あの勝手ながら心配をしております。

まあそういった観点で、ぜひとも、この議案については否決をすべきというふうに思いますので、皆様のご賛同いただきたいと思っております。以上であります。

○議長（山路 有君） 次に賛成討論はありますか。

加藤議員。

○議員（9番 加藤 修君） 9番、加藤です。議案第33号日吉津温泉の利用許可申請について、賛成の立場で討論をいたします。

株式会社ヤードクリエーションから、この度、日吉津温泉の利用許可申請が出され、その事業計画ではアスリート特化型の複合施設を目指し、宿泊客や観光客、地元の方々の憩いの場、交流の場として温泉を活用する計画となっております。村はうなばら荘の譲渡先募集の際、温泉貸付を条件に新規事業者を募集してきたところであります。

これは、日吉津村が約束したことであり、約束を反故することはできません。これまで何度も説明があり、その時には何も言わず、この場に及んで反対されるその真意がわかりません。今後、海浜エリア活性化計画の推進事業として、この事業を後押しをしていることが、ひいては日吉津村の地域活性化につながり、さらには鳥取県西部

の地域経済発展につながります。

以上の理由により、議案第 33 号に賛成します。同僚議員のご賛同よろしくお願いをいたします。

○議長（山路 有君） ほかに他に討論はありませんか。

橋井議員。

○議員（3 番 橋井 満義君） 3 番、橋井です。ただいま議案となっております議案第 33 号に対する、反対の討論をさせていただきます。本議案は、日吉津温泉の利用許可申請についてであります。これは利用内容、温泉湯量毎分 178 リットル、使用料無料、権利の相手方前議案の同一であります。利用権の設定期間令和 4 年 10 月 1 日から、令和 54 年 3 月 31 日までです。

ということで、毎分 178 リットルという湯量については、従前うなばら荘が使っていた量ということの説明でございました。これの湯量の 178 リットルを、どのようなもので概算いたしますと、これはわたしどもの感覚でいいますと、15 メートルの 25 メートルのプールで、水深が約 1.2 メートルとして換算します、と約 450 リューベであります。これを 0.18 リューベで割りますと、2528 分でありますので約 1 日と 18 時間、約 2 日弱で 15 メートルの 25 メートルプールがいっぱいになります。約 2 日弱で、いっぱいになるという計算の量であります。

それで一つは、この 178 リットルがうなばら荘は、メーターの中の 178 リットルという根拠性が実に不明確であります。その部分は、ファジーな部分としての数字というふうに扱ってもよろしいかということでもあります。1 分間の給湯量が、今後 178 リットルが保護できるかどうかという不明な点が、ここであると思っております。

それから先ほど来の、これは 32 号と密接にこれ関係はございます。この 32 号は、先ほど来、これを無償で貸し付けを、貸し付けですか、貸し付けですね。給湯施設備の所の土地と、建物を無償で貸し付け、これの説明では、日吉津村の行政財産使用条例の 5 条の適用をさせて、村長は次の各号のいずれかに該当する場合については、使用料を減額し免除することができるという、できる規定の部分で、ここで使われておりました。

これの大きな目的は、公共性に公益上必要があるものということの規定でありますから、これは公共的規定、建物がそれがあるのかどうかということも、まだできもしないしないものに、そんな憶測を適用するということは、実に無謀で、陳腐ですらあります。その点は、5 条を適用する要件にはわたしは値しない。それから、この 33 号については、議案質疑でも行いましたとおり、これは先ほど来からこの 8 条までは話の論点で出ております。日吉津村温泉利用条例昭和 43 年 7 月 8 日条例第 77 号、これで 7 条、この条例の施行区域内で温泉掘削または利用の許可を申請しようとする者は、村長の承認を受けなければならない。ということでこの議案の 33 号は、ここで申請を受けようとして、行為を、アクションを起こされております。

そして次の8条に、これの拒否を、要するに許諾あるいは非を決しようとするときは、温泉審議会に諮問し、かつ村議会の議決を経なければならないということで、今回の議案として提出をされております。これはルールどおりやられております。そして大事なことは、第9条に温泉の利用の許可を仮に受けた者、仮にというのは失礼です。許可を受けた者は、別に定める規定により利用量に応じ、使用料金を支払わなければならないという、ここで義務規定が行われております。ということは、この9条の義務規定にそぐわないことが、ここで無料ということが出てきておりますので、その整合性がわたしは理解できません。

50年間というのは、わたしは実に無謀な期間であるということは、まあ申し上げたとおりであります。ここで問題なのはやはりこれらの公益性の問題、これは公益の要ということで、扱ってよろしい物件であるのか。そして9条のこの利用量に応じ使用料を払わなければならないということになってますので、1円ももらわずにこれらを使用させるということは、条例にまさしく抵触している。これを行政の方は、どの様に考えられておられるのかわかりませんが、これを自らの定めておる条例を反故にして、これを議案として成立させようというのは、わたしは無理があるのではないかなというふうに思っております。

以上の点から、本案件については無償ということは実に整合性に乏しく、本件については、やはり現在認めるという議案としては不適切であるということを申し上げ、討論に変えさせていただきます。以上です。

○議長（山路 有君） 他に討論はありませんか。

松田議員。

○議員（8番 松田 悦郎君） 8番、松田です。議案第33号日吉津温泉の利用許可申請について、賛成の立場で討論をいたします。

株式会社ヤードクリエーションから、日吉津温泉の利用許可申請が提出されたことにともない、日吉津温泉審議会からの利用申請を認める方針が示されました。また、議案32号で多くの利用を述べましたが、結局、日吉津温泉の跡地をヤードクリエーションが利用されることで、これから日吉津村も大きく飛躍できると思いますので、この議案は賛成すべきと考えます。

皆様のご賛同よろしく申し上げます。以上です。

○議長（山路 有君） 他に討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） ないようですので、以上で討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立によって行います。原案について賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（山路 有君） 起立多数と認めます。したがって、議案第33号は原案のと

おり可決されました。

日程第 14 発議第 5 号

○議長（山路 有君） 日程第 14、発議第 5 号地方財政の充・強化を求める意見書についてを議題とします。提案者から提案理由の説明を求めます。

橋井総務経済常任委員長。

○総務経済常任委員長（3 番 橋井 満義君） 総務経済常任委員長の橋井でございます。陳情第 9 号につきましてこれは採択になりました。そしてこの発議第 5 号とし、地方財政の充実・強化を求める意見書について提出をさせていただきます。これらの議案を別紙のとおり、地方自治法第 109 条第 6 項及び第 7 項並びに、日吉津村議会会議規則第 14 条第 2 項の規定により提出をさせていただきます。資料についてはお手元のとおりでございます。

発議第 5 号、令和 4 年 6 月 17 日、日吉津村議会議長山路有様、提出者総務経済常任委員長橋井満義。地方財政の充実・強化を求める意見書について、上記の議案を別紙のとおり地方自治法第 109 条第 7 項及び会議規則第 14 条第 2 項の規定荷より提出をさせていただきます。

以下提出の理由並びに意見書の詳細についてはお手元に配布のとおりであります。提出の理由について申し述べさせていただきます。急激な少子高齢化の進展にともなう子育て、医療、介護など社会保障制度の整備、また、人口減少下における地域活性化対策、脱酸素化を目指した環境対策、あるいは行政のデジタル化推進など、地方公共団体にはより新しくかつ極めて多岐にわたる役割が求められつつあります。しかし、現実には地域公共サービスを担う人材は不足しており、厳しい職場実態にある中、新型コロナウイルス、大規模災害への対応にも迫られております。

政府は 2021 年度の地方財源水準を 2024 年度までに確保するとしておりますが、増大する行政需要に、十分対応し得るのか大きな不安が残るところであります。そこで 2023 年度の政府予算と地方財政の検討に当たっては、コロナ禍への対応も勘案しながら歳入歳出を的確に見積もり、地方財政の確立を目指すよう別紙案のとおり、意見書を提出するものでございます。皆様のお手元に配布の意見書のとおりでございます。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき、意見書を提出する。令和 4 年 6 月 17 日、鳥取県西伯郡日吉津村議会、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣、内閣府特命担当大臣、同じく地方創生及び経済財政担当であります。以下に、提出をさせていただきたいと思っております。よろしくご賛同下さいませようお願いをいたします。

○議長（山路 有君） 説明が終わりました。この際、質疑討論はないものとしこれから採決を行います。この採決は起立によって行います。原案のとおり、意見書を提出することに賛成の方の起立を求めます。

[全員起立]

○議長（山路 有君） 全員起立と認めます。したがって、発議第 5 号は原案のとおり、意見書を提出することに決定しました。

日程第 15 発議第 6 号

○議長（山路 有君） 日程第 15、発議第 6 号少人数学級・教職員定数の改善に係る意見書についてを議題とします。提案者から提案理由の説明を求めます。

前田教育民生常任委員長。

○教育民生常任委員長（7 番 前田 昇君） 先ほどの陳情第 8 号、ゆたかな学びの実現・教職員定数改善を図るための、2023 年度政府予算に係る意見書採択の陳情につきまして、全会一致で採択となりましたので、その陳情に基づき、意見書を提出したいということで発議をさせていただきます。

発議第 6 号、少人数学級・教職員定数の改善に係る意見書について、上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第 109 条第 6 項及び第 7 項、並びに日吉津村議会会議規則第 14 条第 2 項の規定により提出します。令和 4 年 6 月 17 日提出、提出者教育民生常任委員長前田昇。

はぐっていただきまして、意見書について書かれておりますが、提案の理由について読み上げさせていただきます。2021 年の法改正により、小学校の学級編成表標準は段階的に 35 人に引き下げられるものの、今後、小学校だけにとどまらず中学校高等学校での 35 人学級の早期実現が必要である。加えて、きめ細かい教育活動推進するためには、更なる学級編成基準の引き下げ、少人数学級の実現が必要である。また学校現場では、貧困、いじめ、不登校など、解決すべき課題が山積しており、子どもたちのゆたかな学びを実現するための、教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況であり、ゆたかな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配の増員や、教職員定数の改善が不可欠である。

よって、国会及び政府において地方教育行政の実績を十分に認識し、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるよう、別紙案のとおり意見書を提出するものである。

意見書の内容についてはご覧いただきまして、記以下 3 項目について読み上げさせていただきます。1. 中学校高等学校での 35 人学級を早急に実施すること。また、更なる少人数学級について検討すること。2. 学校の働き方改革、長時間労働是正を実現するため加配の増員や、少数職種の配置増など教職員定数改善を推進すること。3. 自治体で国の標準を下回る学級編成基準の、弾力的運用の実施ができるよう加配の削減は行わないこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。令和 4 年 6 月 17 日、日吉津村議会、宛先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、

文部科学大臣、以上であります。よろしくお願いいたします。

- 議長（山路 有君） 説明が終わりました。この際、質疑討論ないものとし、これから採決を行います。この採決は起立によって行います。原案のとおり、意見書を提出することに賛成の方の起立を求めます。

[全員起立]

- 議長（山路 有君） 全員起立と認めます。したがって、発議第6号は原案のとおり意見書を提出することに決定しました。

日程第16 議員派遣の件について

- 議長（山路 有君） 日程第16、議員派遣の件についてを議題とします。お諮りします。この件については、お手元に配布のとおり派遣することにしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件はお手元に配布のとおり派遣することに決定いたしました。

日程第17 総務経済常任委員会の閉会中の継続調査について

- 議長（山路 有君） 日程第17 総務経済常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。総務経済常任委員長から所管事務のうち、会議規則第75条の規定により、お手元に配付しました調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

日程第18 教育民生常任委員会の閉会中の継続調査について

- 議長（山路 有君） 日程第18 教育民生常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。教育民生常任委員長から所管事務のうち、会議規則第75条の規定により、お手元に配付しました調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。
-

日程第 19 広報広聴常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（山路 有君） 日程第 19、広報広聴常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。広報広聴常任委員長から所管事務のうち会議規則第 75 条の規定により、お手元に配付しました調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

日程第 20 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

○議長（山路 有君） 日程第 20、議会運営委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。議会運営委員長から所管事務のうち会議規則第 75 条の規定により、お手元に配付しました調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。お諮りいたします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

○議長（山路 有君） 以上で、本定例会の会議に付議された議案はすべて終了いたしました。これをもって会議を閉じ、令和 4 年第 2 回日吉津村議会定例会を閉会いたします。ご苦労様でした。

午後 3 時 17 分 閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するために署名する。

議 長

署名議員

署名議員